

## 建築実務国際ハンドブック作成事業 成果報告概要 (平成 23 年度)

公益社団法人 日本建築士会連合会

### (1) ハンドブックの概要

1) 名称: 建築実務国際ハンドブック

Handbook of Professional Practice for Architects(略称: HOPPA)

2) 目的: 日本・韓国・中国の3か国の建築士実務比較を通じ、適正な資格・手続き・責任・報酬に基づく正当な業務環境の確立に寄与することを目的とした。

3) 情報の提供・協力

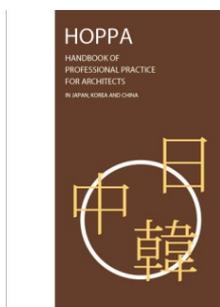
日本: 日本建築士会連合会

韓国: 大韓建築士協会

中国: 中国注册建築師管理委員会

4) 掲載方法

母国語の資料に英訳を付けることを原則とした。



### (2) 調査・研究の目的及び経緯

APEC アーキテクト・エンジニアの誕生により、建築関係の国際資格制度が徐々に整備され、APEC 域内における資格が共通のものとなった。この運用には当事者となる2カ国の間での合意が必要となり、国際化という面においても今後、APEC アーキテクト・エンジニアの参加エコノミー全体に拡大されていくことが我々建築関係団体にとっても、その環境づくりが不可欠となった。

日本建築士会連合会では、平成9年より日本・韓国・中国の建築士資格者団体との間で「日・韓・中建築士協議会」として3国間の協議を行う場を持ち、相互の理解に務めてきた。この交流のチャンネルを活用して、これから海外で仕事をする建築士の人達に役立ててもらうために、我々が必要と考える必要書類や問題解決の手がかり等、建築設計監理業務等の手引きとしての「ハンドブック」を作成する提案をし、協議会での継続的な作業として行うことを検討してきた。

平成23年に開催の日・韓・中建築士協議会(横浜会議)において、3カ国は、協議した資料を母国語と英語で提供することとなった。また、その編集

にあたっては、日本建築士会連合会が担当することで合意した。

### (3) 各章のコンテンツ

Part I : 建築士免許制度

・INTERNATIONAL PROFESSIONAL PRACTICE (日・韓・中建築士制度等の比較表)、項目(A)~(E)。(5)参照

1) 建築士及び建築士事務所の登録

2) 建築士に必要な教育

3) 建築士免許試験

4) 建築業務の法的概要

Part II : 建築士の業務と業務フロー

1) 建築業務の内容と業務フローのリスト

2) 建築物の形式区分と業務手数料の算出システム

3) 建築許可と手続き

4) 業務調達方式

Part III : 建築業務基本契約

1) 契約書の標準形式

Part IV : 建築工事の基本仕様

1) 基本仕様リスト

2) 地域別工業規格

### 各国の HOPPA 提供資料の分布(511 ページ)

	日本	韓国	中国	その他
Part1	42	8	18	23
Part2	87	12	17	12
Part3	119	98	25	12
Part4	1	6	23	8
合計	249	124	83	55
511	48.73%	24.27%	16.24%	10.76%

### (4) 各章の概要

Part I の概要

1)~3)は、仕事や雇用の開始前に知っておく必要のある情報を記載している。日・韓・中建築士制度等の比較表の項目(A)は、建築士と建築士事務所の登録、(B)は、建築士になる為の教育、(C)は、建築士免許試験、(D)は、外国人建築士に関して、(E)は、実務登録団体について記している。4)では、建築業務の法的概要を記

載している。各国で建築士の独占業務内容及び法的責任などが概観できる。

#### Part II の概要

建築士として仕事をするうえで必要な標準、制度、過程そして手法を記載している。

1) では、建築士の業務とその流れや自国の建築士と海外からの建築士との共同作業において業務分担を検討する重要な資料となる。例えば、中国では工事の入札過程の記述が少ないことから、特命発注が一般的であることが推測できる。

2) では、建物用途の種別と建築士の業務報酬費算出方法を紹介している。建築士が海外で仕事をする際、適切な報酬を得るための報酬算出方法基礎資料となる。また、各国の算出方法の違いを比較することで、設計業務に対するその国の考えが概観できる。日本では設計する床面積を算定の基本としているが、中国では総投資額(すなわち建物工事費だけではなく家具什器備品など全てが含まれている)、そして韓国では建設工事費が設計業務報酬の算定基本となっている。

3) では、建築許可制度とその取得過程を紹介している。各国で都市開発や建築集団規定に関する考え方や、建物の安全性についてどのような手続きを採用しているか、比較検証をする基礎資料となる。例えば、中国では初期段階許認可図書の名称に「投資計画」が使用されている。このことから中国では国家の土地を活用することが建設プロジェクトの基本となっていることが理解できる。

4) では、仕事の調達方法を紹介している。

#### Part III の概要

建築設計業務の標準契約書を記載している。施主と建築士双方の責任と義務に対する各国の基本的な制度や考えをこれらを比較することで理解しやすい。

三カ国における契約書のひな形を紹介し、契約を結ぶための基本的な情報を提供している。ひな型がわかれば、個々のプロジェクトでの特殊条件が明確になり、プロジェクトにおいて注意する事項などが把握可能となる。

#### Part IV の概要

建築物建設に関わる標準仕様書の一覧を示した。建築士が建物を設計するうえで、安全と品質とを担保する基礎資料となる。

1) 項目は標準仕様書の一覧や目次を掲載している。韓国では床暖房が1章となっていることから、床暖房が標準仕様であることが理解できる。

2) は三カ国の工業標準の一覧を示した。建材が参照すべき基準を理解することが仕様書作成の基礎資料となる。

#### (5) INTERNATIONAL PROFESSIONAL PRACTICE (日・韓・中建築士制度等の比較表) について

Part I に掲載の INTERNATIONAL PROFESSIONAL PRACTICE (日・韓・中建築士制度等の比較表) は、3カ国の建築士制度を理解するうえで重要な資料となる。

和文と英文で作成してきた本資料は、変更点がある毎に更新をしているが、今回このハンドブックに掲載するにあたり、韓国語・中国語のバージョンも準備した。今後、3カ国協議会で変更点を確認しながら随時更新される。

調査内容は、以下の通りである。

##### (A) 建築士登録概要

1) 資格名、2) 定住者数(人口)、3) 建築士登録者数(1級)(設計監理従事者)、4) 資格根拠法令、5) 免許証発行機関 / 登録機関、6) 資格等規制機関、7) 免許更新

##### (B) 建築士試験

1) 認証機関による公的試験 / 管理機関名称、2) 受験要件(認定された大学を卒業) (1) 教育、(2) 実務経験(期間)、(3) その他、(3) 実務経験、試験内容、4) 受験者数(過去5年間平均)、5) 合格者数(過去5年間平均)

##### (C) 建築士業務

1) 業務制限、2) 称号登録機関、3) 業務規制法、4) 業務内容、5) 建築士事務所、6) 報酬基準、7) 保険の強制加入、8) 追記

##### (D) 外国人建築士

1) 実務要件、2) 提出手順、3) 業務範囲(建築士、建築士事務所)、4) 地域の建築士事務所との協同事業

##### (E) 業務団体

1) 名称、2) CPD、3) 倫理規定(有無)

#### (6) 本書の頒布について

今後、海外で建築の仕事をする方への資料として、また、説明会・講習会等の補助資料としての活用を検討中です。一般書籍としての販売予定はありません。